2　指定納付受託者は、地方自治法第二百三十一条の二の二（第二号に係る部分に限る。）の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、当該歳入等を納付しようとする者に、その旨を電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

3　前二項の指定納付受託者は、それぞれこれらの規定に規定する委託を受けた歳入等に係る第十二条の二の四第二項第一号に掲げる事項が記載された書面又は当該事項が記録された電磁的記録を保存するものとする。

第十二条の二の七　地方自治法第二百三十一条の二の三第二項に規定する総務省令で定める事項は、普通地方公共団体の長が同条第一項の規定による指定をした日とする。

第十二条の二の八　指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、地方自治法第二百三十一条の二の三第三項の規定により、普通地方公共団体の長が定める日までに、その旨を記載した届出書を当該普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

第十二条の二の九　指定納付受託者は、地方自治法第二百三十一条の二の五第二項の規定により、次に掲げる事項を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

一　報告の対象となつた期間並びに当該期間において地方自治法第二百三十一条の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けた件数、合計額及び納付年月日

二　前号の期間において受けた同号の委託に係る次に掲げる事項

イ　第十二条の二の四第二項第一号に掲げる事項

ロ　歳入等を納付しようとする者から地方自治法第二百三十一条の二の規定により委託を受けた年月日

第十二条の二の十　普通地方公共団体の長は、指定納付受託者に対し、地方自治法第二百三十一条の二の六第二項の報告を求めるときは、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとする。

第十二条の二の十一　普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十一条の二の七第一項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた者に通知するものとする。

附則第十条中市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）第十四条の次に七条を加える改正規定を次のように改める。

第十四条の次に次の八条を加える。

（合併特例区に係る指定納付受託者に対する納付の委託の要件）

第十四条の二　地方自治法施行規則第十二条の二の四第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二第一号に規定する総務省令で定めるものについて準用する。

2　地方自治法施行規則第十二条の二の四第二項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の二第二号に規定する総務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同項第一号中「の納付」とあるのは、「（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の二に規定する歳入等をいう。以下この号において同じ。）の納付」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者の指定）

第十四条の三　地方自治法施行規則第十二条の二の五の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項の規定による指定について準用する。この場合において、同令第十二条の二の五中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者が納付の委託を受けた場合の書面の交付等）

第十四条の四　地方自治法施行規則第十二条の二の六の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の二の規定による委託を受けた指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）について準用する。この場合において、同令第十二条の二の六第一項中「地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。以下」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者を」とあるのは「歳入等（同条に規定する歳入等をいう。以下この条において「により歳入等」とあるのは「により歳入等（同条に規定する歳入等をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第三項中「第十二条の二の四第二項第一号に掲げる」とあるのは「当該歳入等の納付の通知に係る書面の記載事項その他の当該歳入等を特定するために必要な」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者を指定した場合の告示）

第十四条の五　地方自治法施行規則第十二条の二の七の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第二項に規定する総務省令で定める事項について準用する。この場合において、同令第十二条の二の七中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者による届出）

第十四条の六　地方自治法施行規則第十二条の二の八の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第三項の規定による届出について準用する。この場合において、同令第十二条の二の八中「指定納付受託者」とあるのは「指定納付受託者（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者が納付の委託を受けた場合の報告）

第十四条の七　地方自治法施行規則第十二条の二の九の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の五第二項の規定による報告について準用する。この場合において、同令第十二条の二の九中「指定納付受託者」とあるのは「指定納付受託者（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第一号中「地方自治法」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法」と、「歳入等」とあるのは「歳入等（同条に規定する歳入等をいう。次号において同じ。）」と、同条第二号イ中「第十二条の二の四第二項第一号に掲げる」とあるのは「歳入等の納付の通知に係る書面の記載事項その他の当該歳入等を特定するために必要な」と、同号ロ中「地方自治法」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者に対する報告の徴収）

第十四条の八　地方自治法施行規則第十二条の二の十の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の六第二項の規定により報告をさせる場合について準用する。この場合において、同令第十二条の二の十中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「指定納付受託者（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者の指定の取消し）

第十四条の九　地方自治法施行規則第十二条の二の十一の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の七第一項の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、同令第十二条の二の十一中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

附則第十条のうち市町村の合併の特例に関する法律施行規則第二十一条の改正規定中「第十二条の二の十一」を「第十二条の二の十二」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第八十六号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、地方自治法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を次のように定める。

令和三年八月三十日

総務大臣　武田　良太